

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和元年12月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年（2019年）10月4日提出

宝塚市長 中 川 智 子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 足 立 有 里

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員 13 人のうち 1 人の任期が、令和元年 12 月 31 日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年（2019年）10月4日提出

宝塚市長 中 川 智 子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 福 間 則 博

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 足立有里
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED]
職歴 昭和55年 4月 宗教法人満福寺住職（代表役員）
平成 8年 2月 宗教法人満福寺責任役員
現在に至る。
平成22年 4月 西谷連合婦人会会計
平成25年 8月 真言宗大本山大覚寺嵯峨尼僧学院カウンセラー
平成29年 1月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名 福 間 則 博

生年月日

学 歴

職 歴

昭和58年 4月 神戸地方裁判所勤務
平成元年 4月 兵庫県弁護士会登録
大白法律事務所入所
平成 7年 3月 福間法律事務所開設（現弁護士法人福間法律事務所）
現在に至る。
平成11年 6月 株式会社兵庫銀行監査役
平成11年 9月 特定非営利活動法人宝塚NPOセンター監事
平成12年 4月 民事調停委員
現在に至る。
家事調停委員
現在に至る。
兵庫県弁護士会伊丹支部長
平成14年 4月 宝塚市公平委員会委員
財団法人宝塚市文化振興財団（現公益財団法人宝塚市文化財団）
監事
現在に至る。
平成17年 4月 関西学院大学商学部非常勤講師
平成17年10月 宝塚市まちづくり専門委員
平成18年 4月 宝塚市公平委員会委員
平成19年 4月 関西学院大学法学部非常勤講師
宝塚警察署協議会会長